

所有者不明農地制度の活用事例

- 弘前市農業委員会
- 青森県農地中間管理機構（公益社団法人 あおもり農業支援センター）

概要等

- 認定農業者から特定農作業受委託契約で活用している農地について、農地中間管理事業を利用したいとの相談が農業委員会にあった。
- その後土地登記簿の所有者（名義人）が死亡していたことが判明したため、農業委員会が戸籍簿等により相続人を探索し、判明した相続人全員に対して貸借を結ぶことに同意できるかの調査を行ったところ、配偶者や子で持ち分の過半の同意を得ることができないとことが判明した（調査への回答がなかった）ため、共有者不明農地について公示を行った（令和3年8月）。
- 6ヶ月の公示期間中に不明共有者から申出がなかったため、青森県農地中間管理機構が利用権を取得し、認定農業者へ貸し付け（令和4年5月）
- 認定農業者への貸付期間は10年



□ :所有者不明農地
(田 3筆 5,272㎡)

- 川西町農業委員会
- 山形県農地中間管理機構（公益財団法人 やまがた農業支援センター）

概要等

- 隣接耕作者の認定農業者から規模拡大のため、借受の相談があった。
- 農業委員会が戸籍謄本や住民票等の公用請求をもって、所有者及び相続人（範囲：配偶者、子（1名）、子の子（2名））等を探索し、所有者、配偶者及び子の死亡を確認。管轄する家庭裁判所へ相続放棄・限定承認の申述の有無の照会により所有者の子の子2名についても相続放棄していることを確認し、所有者不明農地であることが確定したため、公示を行った（令和3年7月）。
- 6ヶ月の公示期間中に不明共有者からの申出がなかったため、山形県農地中間管理機構が利用権を取得し、担い手へ貸し付け（令和4年6月）
- 認定農業者への貸付期間は10年
- 制度活用により、現在、大豆のほ場となり農地の荒廃化が防がれた。



□ :所有者不明農地
(田 2筆 1,467㎡)

所有者不明農地制度の活用事例

- 茂原市農業委員会
- 千葉県農地中間管理機構（公益社団法人 千葉県園芸協会）

概要等

- 茂原市農業委員会は新規就農者から農地貸借の相談を受け、農地台帳を確認した結果、借受希望農地が相続未登記農地と判明した。
- 農業委員会が不明共有者を探索した結果、相続人3名の存在を確認した。
- 相続人（3名）のうち、農地の貸し出し希望者（1名）以外の相続人が行方不明で共有持分の2分の1を超える同意が困難となったため、農業委員会は、共有者不明農地について公示を行った（令和3年2月）。
- 6ヶ月の公示期間中に不明共有者からの申出がなかったため、千葉県農地中間管理機構が利用権を取得し、新規就農者へ貸し付け（令和4年2月）
- 新規就農者への貸付期間は10年
- その後、新規農業者は定着し、現在も農業を行っている。



:所有者不明農地
(畑 2筆 178㎡)

- 養老町農業委員会
- 岐阜県農地中間管理機構（一般社団法人 岐阜県農畜産公社）

概要等

- 土地改良区では、以前から所有者不明農地の土地改良の賦課金の徴収ができず困っていた。担い手も耕作する圃場に隣接していたが、過半以上の相続人との連絡が困難なため、利用権設定が出来ない状況であったことから、農業委員会に相談を行った。
- 農業委員会が相続人等（登記名義人及び配偶者、子）を探索し、相続人等の死亡・不存在を確認した。判明していた共有者6名から貸付同意を得たが、2分の1を超える貸付同意を得られなかったため、共有者不明農地について公示を行った（令和2年2月）。
- 6ヶ月の公示期間中に不明共有者からの申出がなかったため、岐阜県農地中間管理機構が利用権を取得し、認定農業者へ貸し付け（令和3年12月）
- 認定農業者への貸付期間は19年

:所有者不明農地
(田 13筆 2,886㎡)



所有者不明農地制度の活用事例

- 姫路市農業委員会
- 兵庫県農地中間管理機構（公益社団法人 兵庫農林機構）

概要等

- 賃借人である認定農業者が農業委員会に借受当時の所有者が現在、行方不明であり契約更新ができないと相談があった。
- 認定農業者によると更新にあたり相続人を自ら探したが、過半以上の相続人との連絡が困難であったとのこと。
- 農業委員会が土地登記簿及び住民票等で相続人（範囲：配偶者、子）等を探索し、相続人1名の存在を確認した。当該相続人の貸付同意を得たが、他の相続人が不明であることを確定し、所有者不明農地の公示及び兵庫県農地バンクに貸し付ける旨を公示を行った（令和2年10月）。
- 6ヶ月の公示期間中に不明所有者からの申出がなかったため、兵庫県農地バンクが利用権を取得し、認定農業者へ貸し付け（令和3年6月）
- 認定農業者への貸付期間は16年



□ :所有者不明農地
(田 1筆 280㎡)

- 奄美市農業委員会
- 鹿児島県農地中間管理機構（公益財団法人 鹿児島県地域振興公社）

概要等

- 共有者の1名が管理保全する農地について地域の農業者が借受を希望したが、共有者の過半が判明しないことから、共有者の1名から農地を貸し出したいと市へ相談があった。市は農業委員会に相続人の探索を要請をした。
- 農業委員会は土地登記簿及び住民票、戸籍等で、他の共有者を探索した結果、登記名義人及びその配偶者の死亡並びに一部の子の死亡を確認し、その他共有者の子1名を特定した。書面を送付したが応答がなく、相談があった共有者（1名）以外は不明であることを確定し、共有者不明農地について公示を行った(令和4年1月)。
- 6か月間の公示期間中に不明共有者からの申出がなかったため、鹿児島県農地中間管理機構が利用権を取得し、地域の農業者へ貸し付け（令和4年10月）
- 地域の農業者への貸付期間は20年



□ :所有者不明農地
(畑 4筆 4,327㎡)